

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年10月9日 政策調整会議
開 催 日 時	平成24年10月9日(火) 午前 9時33分から 午前12時02分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、上野副審議監</p> <p>(担当課1) 安岡総務部次長兼財政課長、堤田同課主幹兼課長補佐兼予算係長、濱同課専門員兼財政係長</p> <p>(担当課2) 益田危機管理課長、佐藤同課長補佐、同課防災消防・防犯係池ノ内主任</p> <p>(担当課3) 宮資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長</p> <p>(担当課4) 目崎長寿はつらつ課長、上篠同課長補佐、平塚同課専門員兼介護サービス係長</p> <p>(担当課5) 村沢都市計画課長、中村同課長補佐兼計画係長、飯泉同課専門員兼みどり公園係長</p> <p>(担当課6) 松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐、浅沼同課道路施設係長</p> <p>(担当課7) 木村下水道課長、渡辺同課長補佐、小林同課下水道管理係長</p> <p>(担当課8) 渡辺水道部次長兼水道経営課長、橋本水道部参事兼水道施設課長、福室同課長補佐</p> <p>(担当課9) 神田地域づくり支援課長、田中同課主幹兼課長補佐、岩城政策企画室専門員兼政策企画係長</p>

	(事務局) 村山政策企画室長、同室政策企画係濱野主事	
会 議 内 容	(1) 平成25年度当初予算編成方針について (2) 朝霞市暴力団排除条例(案)について (3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について ①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 ②朝霞市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案) ③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案) ④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(案) ⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例 ⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例 ⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例(案) ⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例 ⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(案) (4) その他 ・朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例(案)について	
会 議 資 料	(1) 平成25年度当初予算編成方針 (2) 朝霞市暴力団排除条例(案)について (3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）平成２５年度当初予算編成方針について

【説明】

（担当課：安岡）

平成２５年度当初予算編成方針は、国の経済情勢及び本市の財政状況を説明する内容である。特に本市の財政状況は、財政の硬直化、財源不足が深刻になっている中、第４次朝霞市総合振興計画後期基本計画に掲げる各種施策を着実に推進することはもとより、３点を重点的に推進すべき優先度の高い課題とし、予算の編成に取り組みなければならない。

編成方針は基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項が主な内容である。各項目の主な施策として、基本原則は、国が実施する事業について、第４次朝霞市総合振興計画実施計画の対象事業であること。予測される歳入歳出を漏れなく計上し、国の動向を的確に把握すること。施策全般について、行政評価に基づく効果等を十分に検討し事務事業の見直しを行うこと。市単独の支援事業について、朝霞市補助金制度の見直しに関する基本方針に準じて見直しをした上で予算要求を行うこと。なお、見直しは、各課において市が単独で実施している支援制度の内容及び県内他市の状況を把握し、部単位で検討していただきたいと考えている。

歳入に関する項目は、的確な収入見込み額を計上すること。未収金、滞納繰越金の縮減にとめること。国・県の動向を的確に把握し、補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止、縮減を前提に十分検討することである。

歳出に関する項目は、引き続き予算の枠配分を需用費、役務費について実施すること。新たに平成２５年度より水道事業以外の特別会計においても枠配分を実施することである。補助金は、朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針に基づき十分検討し、予算計上することなどが主な項目となっている。

枠配分予算について説明する。第３次行政改革取組事項として平成２３年度当初予算編成から需用費、役務費を課単位として実施してきた。平成２４年度当初予算についても市民サービスを低下させることなく予算額を縮減することを目的とし、引き続き実施することとしている。平成２５年度からは、水道事業会計を除く全ての特別会計においても、需用費、役務費について、平成２１年度から平成２３年度の決算額、不用額及び平成２４年度当初予算額を参考に枠配分予算を決めている。なお、新規事業や継続事業により需用費及び役務費が超えてしまう場合は、配分額を超えた額で要求をいただき査定時に調整する。

【意見等】

（中村健康づくり部長）

市で行える「医療」とは、予防医療であるため、「医療」の表現については、内容を誤解されかねないので、記載方法を変更した方が良いのではないかと。

（田中審議監）

「医療」の表現を「予防医療」に変更することとして政策調整会議の意見とする。

【結果】

・本件については、「医療」を「予防医療」に修正のうえ庁議に諮ることとする。

(2) 朝霞市暴力団排除条例（案）について

【説明】

(担当課：益田)

平成22年4月1日に福岡県が初めて条例を制定した。福岡県には全国21団体ある暴力団のうち5団体が存在し、地域に根をはり強い影響を及ぼしている。暴力団同士の抗争に市民が巻き込まれるトラブルが発生し、暴力団を排除しなければならないという必然性の下、全国に先駆けて条例が制定された。その後、翌年の平成23年10月1日に東京都と沖縄県が条例を制定し、わずか1年半の間に47都道府県すべてに暴力団排除条例が制定された。埼玉県については、平成23年8月1日に条例が施行されている。都道府県条例の共通事項としては、地方公共団体をはじめ、警察、企業、市民が一体となり社会全体で暴力団排除を推進することとされている。また、共通する基本理念は、暴力団を恐れない、暴力団にお金を出さない、暴力団を利用しないということが挙げられる。その他、都道府県条例で共通する内容は、暴力団への利益共用の禁止、公共工事からの排除、学校近隣での暴力団事務所開設の禁止、暴力団事務所に利用されることを知った上での不動産取引の禁止等が規定されている。

県内の条例制定状況については、平成23年8月1日に埼玉県が条例を制定したことを受けて、平成24年4月1日に戸田市、深谷市、新座市が県内の市で初となる条例を制定した。その後、7月には幸手市、行田市、10月には草加市、川口市、東松山市、本庄市などが条例を制定し、来年1月には所沢市、蕨市、4月にはさいたま市などが条例を制定する予定である。県内市町村の動向については今後も更に制定が進んでいくものと考えられる。

県の条例があるにもかかわらず、市町村が条例を制定する理由は、県条例では地方自治法の規定により市町村の事業に規定を設けることができないためである。県条例を補完する意味で市町村でも暴力団排除条例の制定を行うこととなった。

朝霞市暴力団排除条例（案）の骨子について説明する。条例制定の背景は、埼玉県内において暴力団勢力が増加している中で、社会全体で暴力団を排除していくため朝霞市としても姿勢を示す必要がある。朝霞市が暴力団排除条例を制定することで、県条例が適用されない市の事務事業から暴力団を排除するとともに、市民、事業者、行政が一体となった暴力団排除活動を推進し、安全で安心な市民社会を目指すものとする。条例の目的は、暴力団排除活動に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除活動の推進に必要な事項を定めることにより、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。条例の概要として、基本理念については、県や他自治体と同様に「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」とし、県や市民、事業者などと協力、連携して推進していくものとする。

市の責務については、関係機関等と連携し暴力団排除活動に関する施策を総合的に実施するとともに、関連情報を警察に提供することとした。

市民及び事業者の責務については、基本理念にのっとり、暴力団排除活動に取り組み、市の施策に協力すること、また、暴力団排除に係る情報について市又は警察に情報提供するよう努めるものとした。

基本的な施策等は、市として公共工事などからの暴力団の排除、市民、事業者への暴力団の情報提供、暴力団排除についての啓発活動、国や他の地方公共団体との連携、中学校において暴力団排除の教育などを行うこととした。

朝霞市の暴力団排除条例は、先行する自治体が多いため、それらを参考にした標準的な条例となっている。

朝霞市暴力団排除条例（案）に対する職員コメントを平成24年7月11日から7月24日まで実施した。職員コメントは、2課から4件の意見が提出された。内容は、言葉の表現の修正について、行政対象暴力については具体的に記載した方が良く、青少年に対する教育について対象を中学生から高校生まで拡大した方が良くといった意見であった。行政対象暴力については、条例の基本理念にのっとり市が条例とは別に定めるべきこととした。また、暴力団排除に係る教育を高校で行うことについては、県条例の規定により実施されるため、市条例には規定しないこととした。

職員コメント終了後、8月22日から9月20日までパブリックコメントを行ったが、意見等はなかった。

【意見等】

（中島学校教育部長）

現在、非行防止教室、薬物乱用防止教室を警察の協力を得ながら取り組んでいるが、その中に暴力団排除教育を組み込むという考えで良いのか。

（担当課：益田）

その通りである。条例案を作成する際に、学校関係者に相談したところ既に行われている内容と変わらない内容であるため、問題ないと考えている。

（関根会計管理者）

暴力団排除活動を行う際に、身の安全はどのように守られるのか。特に暴力団から危害を受ける可能性がある方に対し、どのような保護措置が取られているのかを教えてもらいたい。

（担当課：佐藤）

埼玉県内の暴力団排除条例に「県は、暴力団排除活動への取組その他の理由により暴力団から危害を加えられる恐れが認められる者に対し、その保護のため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。この条文は、朝霞市民、朝霞市内の事業者にも適用されるものである。

（星野監査事務局長）

埼玉県内の暴力団の構成員の数はどのような状況であるのか。

（担当課：佐藤）

埼玉県警が公表している平成23年12月末日の情報によると、六代目山口組が310名、住吉会610名、稲川会210名、その他270名で合計1410名である。この他に、それぞれの指定暴力団の準構成員が1380名いるため、全てを合計すると2790名である。

（中村健康づくり部長）

現時点での県内の条例制定状況はどうなっているのか。

（担当課：益田）

10月現在、埼玉県警に確認したところ、実施予定も含めて把握しているのは、17市である。町村を含めると31市町村である。四市では、新座市だけである。

(安田福祉部長)

「朝霞市暴力団排除条例(案) 骨子」と「朝霞市暴力団排除条例(案)」の基本理念の表現が異なっているが、なぜ統一されなかったのか。

(担当課：佐藤)

骨子については、市民に説明するため分かりやすい表現を使った。最終的には、条例(案)の表現を優先的に使用する。

(安田福祉部長)

市の責務についても骨子では「するものとする。」としているのに対して条例(案)では「努めるものとする。」と表現が異なっている。

(田中審議監)

意見があったことを庁議で報告する。

(田中審議監)

市の業務が曖昧になっている。相談された場合は、すぐに警察へ情報提供するというのは、条例化するうえで説明にならない。

(担当：益田)

市は、警察と一緒に啓発活動を行い相談等があった場合は警察へ情報提供をする。県に一カ所、暴力追放運動推進センターのような施設が設置されているので、連携して啓発活動等に努めていく。

(田中審議監)

相談があった場合の窓口を確立させて、システムを作成する必要がある。

(担当課：益田)

基本的に危機管理課が間に入ると認識している。しかし、システムをつくるとなると、暴力団排除窓口を設置しているわけではないので検討する必要がある。

【結果】

- ・政策調整会議の意見を庁議で報告する。議案は原案のとおり庁議に諮ることとする。

(3) 地域主権一括法の施行に伴い基準を制定する条例及び改正する条例について

①朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(担当課：宮)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正するものである。技術管理者は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で技術者を置かなければならないと規定されている。技術管理者の資格は、環境省令に規定されており、市が設置する一般廃棄物処理施設は、環境省令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなった。今回の条例は、環境省令の基準と同じ規定を設けるものである。また、近隣市の状況は、和光市及び志木地区衛生組合が平成25年3月議会までに調整するとのことである。

【意見等】

(田中審議監)

朝霞市の現状の技術管理者はどうなっているのか。

(担当課：宮)

技術管理者は市職員でもおり、委託業者にも持たせている。

(池田水道部長)

技術管理者の届出はどこに行っているのか。

(担当課：宮)

市職員の場合は、県に年一回報告している。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

【休憩】

②朝霞市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

③朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

④朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）

【説明】

(担当課：目崎)

朝霞市指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について説明する。地域主権改革一括法の制定に伴い、介護保険法も改正された。市で地域密着型サービスの許認可を行っているが、事業の人員、設備及び運営に関する基準を市で定めることとなった。条例は、第1章総則から第9章複合型サービスで202条の構成となっている。

第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、主な項目、従業者に係る基準及び当該従業者数の員数と利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものは、国の基準に従うことになっており厚生労働省令と同じである。主な項目、設備基準、運営に関する基準等は、国の基準を参酌することになっており、厚生労働省令と同じである。第3章から第9章についても、国が定める区分に準じている。施行年月日は平成25年4月1日である。近隣市の状況としては、和光市が来年3月議会、志木市及び新座市は12月議会に条例案を提出する予定である。

朝霞市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について説明する。条例は、第1章総則から第4章介護予防認知症対応型共同生活介護で90条の構成となっている。全て国の基準に準じている。施行年月日は平成25年4月1日である。近隣市の状況としては、和光市が来年3月議会、志木市及び新座市は12月議会に条例案を提出する予定である。

朝霞市指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）について説明

する。条例は、第1条条例の趣旨から第4条指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を規定となっている。全て国の基準に準じている。施行年月日は平成25年4月1日である。近隣市の状況としては、和光市が来年3月議会、志木市及び新座市は12月議会に条例案を提出する予定である。

【意見等】

(安田福祉部長)

保育園は国より厳しい基準を設けているが、国の基準と同じで良いのか。

(担当：目崎)

国の基準を上回る理由がなく、現在支障が出ていない。

(柳原都市建設部長)

省令に定める項目を条例に定めるのではなく、規則で定められないのか。

(担当課：目崎)

近隣市の状況を確認した上で、全て条例で定めることとした。

(丸山議会事務局長)

法令で、条例に定めることとなっている。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

⑤朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

⑥朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

【説明】

(担当課：村沢)

朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例について説明する。都市公園法の一部改正により都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例で定めることが規定され、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により公園管理者等が特定公園施設の新設及び増設を行うときには都市公園移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなり基準を条例で定めることとなった。都市公園の設置基準は、施行令で住民一人当たりの都市公園の敷地面積の条文を定め、市が設置する都市公園の配置及び規模の基準を規定している。公園施設の設置基準は、公園施設として設けられる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下、建ぺい率と言う。）を法で定めている。特例として認められる休養施設、運動施設、教養施設などの建築物の建ぺい率を施行令で定めている。重要文化財、景観重要建造物の建ぺい率も施行令で定められている。都市公園移動等円滑化基準は省令に定められており、今回の法改正でこれらの基準を参酌し、条例で定めるものである。都市公園移動等円滑化基準は、出入口から各公園施設までの経路となる園路及び広場、屋根付き広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、水飲み所、便所、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識などの公園施設について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る基準が規定されている。これらは、全て参酌基準であるため、地域の実情に応じて、強化、追加などすることが許容されているが、本市の実情や実績を検討した結果、現段階においては、今まで

運用していた国の基準を準用することとした。また、都市公園移動等円滑化基準については、省令で規定されているため、規則で定めることとした。

朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例について説明する。公営住宅法の一部改正により、公営住宅の整備基準及び収入基準を条例で定めることが規定され、また、福島復興再生特別措置法が公布されたことに伴い、入居者の資格の特例を条例に追加するものである。国の基準を参酌しているため、国の基準との違いはない。

【意見等】

(安田福祉部長)

公園について、国の基準を越えて整備しようと考えなかったのか。また、市営住宅について、基準収入額を国の上限には合わせないのはなぜか。

(担当課：村沢)

現在、朝霞市の一人当たりの公園面積は、2.3㎡であり、国の市街地の基準5㎡を満たしていないため、国の基準以上の値は設定しなかった。

(担当課：飯泉)

緑の基本計画でも5㎡と定めており、計画との整合性を図った。

(担当課：村沢)

市営住宅の収入基準については、現在21万4千円と定めている。国は、枠を拡大するため上限を25万9千円と設定した。県内で国の上限に設定しているのは、東秩父村だけである。現在、朝霞市では、市営住宅に空きがないため、国の上限まで基準収入額を上げて入居者を増加させる必要がないため、金額は従来通りと設定した。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

⑦朝霞市が管理する市道の構造等を定める条例（案）

【説明】

(担当課：野島)

本条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、道路法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことにより制定することになった。道路法とバリアフリー法に規定されている内容を一つの条例にするものであり、独自基準を設けず、国の政省令に定められた基準を参酌し条例を制定する。

【意見等】

(田中審議監)

条例では具体的にどのようなことを定めているのか。

(担当課：浅沼)

道路構造、区画線、案内標識等の寸法を市の条例で定める。朝霞市は、新設特定道路はな

いが、県から新設特定道路を有しない道路管理者であっても、条例を基準で定める必要があると指示されたため項目に入れた。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

⑧朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

【説明】

(担当課：木村)

下水道法の一部改正により、市町村で設置管理している公共下水道の構造の基準を条例で定めることとなった。公共下水道の構造の基準は下水道法施行令に定められているが下水道法施行令を参酌して条例に定めるものとなった。

施行令における構造上の基準は、堅固で耐久性を有するもの、コンクリートその他の耐水性の材料で造りかつ漏水及び地下水の進入を最小限度のものとする措置が講じられていることなど10項目が定められている。参酌基準であるため、地域の実状に応じて基準を追加、強化等することが許容されているが、本市の実績、実状等を勘案した結果、現段階において10項目以外に追加する基準が確認できないため施行令に規定されている10項目を本市下水道条例の中で新たに第18条として定める。

施行令における適用除外は、工事を施工するため仮に設けられる公共下水道及び非常災害時のために必要な応急処置として設けられる公共下水道である。この2項目を本市の下水道条例の中で新たに第19条として定める。また、条例改正に伴い、現行条例の第18条以下を2条ずつ繰り下げる。

その他、施行令に規定されている下水道の詳細基準3項目を下水道法施行規則及び国土交通大臣が定めているので、本市下水道条例施行規則で定めるものとし、内容は国の基準を準用する。

【質問等】

なし

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

⑨朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（案）

【説明】

(担当課：橋本)

水道法が一部改正され、水道法の第12条と第19条を新たに条例で定めることとなった。

第1条は、水道法の第12条から19条について規定した。

第2条は、水道施設の新設、水道施設の増設又は改造工事について、国の基準を準用して規定した。

第3条は、布設工事監督者の資格について国の基準に準用して規定した。ただし、旧大学令や旧専門学校令に関する部分は除く。現在、条例を制定している県や和光市において、旧大学令について除外している。ただし、さいたま市は条例の中に規定している。

第4条は、水道技術管理者の資格について国の基準を準用して規定した。

他市の状況は、和光市が平成24年4月1日に施行し、志木市が平成24年12月議会に提出する。新座市は、平成25年3月議会に提出する。

【意見等】

(田中審議監)

布設工事監督者は工事の現場監督が必要とする資格なのか市が工事を管理するのに必要な資格なのか教えてもらいたい。

(担当課：橋本)

市の工事の監督者と同じレベルである。

(中村健康づくり部長)

市の職員でなければならないのか。

(担当課：橋本)

委託でも可能であるため、市職員でなければならないものではない。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

(4) その他

- ・朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例（案）について

【説明】

(担当課：神田)

憩いの湯は、平成9年2月にオープンし、9年間にわたりトロン原石を用いた入浴施設として運営してきた。しかしながら、平成17年5月に和風大浴槽及び白爆の湯から水漏れを確認し、6月に憩いの湯施設改修等調査検討委員会を立ち上げ、12月に報告書を作成した。その段階では、8億円の改修費を投じて、入浴施設として継続することが望ましいという報告でまとめられたが、その後、再度検討を重ねた結果、施設そのものに10年ごとの大規模改修が必要であること、同様の民間温浴施設が周辺に乱立してきたことから公共温浴施設としての役割は終わったと判断し、入浴施設として継続することは困難であるという報告がなされた。その後、平成19年4月に憩いの湯有効利用検討委員会を立ち上げ、平成20年1月にまとめられた報告書によると、約3億2千万円かけて、多彩な複合施設としてリニューアルするとされた。しかし、平成20年12月に財政的な見地から、事業を凍結するという結論に至った。その後、庁内において都市計画上の用途の問題、地元町内会の意見や要望の聞き取りなど行った上で、今年度7月から9月28日までの間に民間事業者などから有効活用のためのアイデア募集を行った。今回の廃止に至る理由としては、憩いの湯建設費の起債の償還期間が平成24年3月で終了したことである。温浴施設そのものの廃止や、用途の変更であるホール等の改修を行うためには、許可要件に相違するため借入金の全額償還が必

要であった。

現在行っている、アイデア募集の中で温浴施設として利用する提案がなかったことから、施設そのものの廃止、最終的には条例の廃止を提案する。

【意見等】

なし

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮るものとする。